

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書 Q&A

令和4年1月18日改正

No	質問事項	回 答
1	<p>県外から転入する際に実施するコロナ感染拡大防止対策費用(PCR 検査、自粛に係る人件費、宿泊費、会社経費、機械損料等)は設計変更の対象となるか。</p> <p>また、感染散発地域Ⅰからの転入時にコロナ感染拡大防止対策を実施した場合も対象となるか。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書」(以下「コロナ特記」という。)3のとおり、県外から転入する際に実施するコロナ感染拡大防止対策費用は設計変更の対象となります。</p> <p>また転入先が感染散発地域Ⅰの場合も設計変更の対象となります。</p>
2	<p>10日間自粛中に感染警戒地域がⅢ⇒Ⅱになった場合、その時点でPCR検査を実施し、陰性が確認できれば、転入は認められるか。</p> <p>また、途中まで自粛していた費用は設計変更の対象となるか。</p>	<p>Ⅱになった時点で、PCR検査を実施し、陰性が確認できる資料を事前に監督員等に提出すれば転入可能です。</p> <p>また、途中まで自粛していた費用は、コロナ特記3によりコロナ感染拡大防止対策に係る費用として設計変更の対象となります。</p> <p>なお、感染警戒地域は随時更新されます。更新は緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域と連動していませんので、鳥取県ホームページを確認してください。</p> <p>※鳥取県ホームページに過去の感染警戒地域は保存されませんので、適時印刷する等、必要に応じて保存しておく必要があります。</p>
3	<p>Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から通勤する場合、定期的なPCR検査等の実施、行動履歴等を提出する必要があるか。</p>	<p>兵庫県香美町や新温泉町など、同じ生活圏から通勤する場合は、定期的なPCR検査等の実施、行動履歴等の提出は不要です。</p>
4	<p>Ⅱ地域からPCR検査により転入した場合、定期的な検査の実施は必要か。</p>	<p>転入後の定期的な検査の実施は不要です。</p>
5	<p>新たに県外から転入した作業従事者が連休等でⅣ、Ⅲ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に帰省する場合、再転入時に再度10日間自粛+PCR検査を実施する必要があるか。</p> <p>また、Ⅱ地域に帰省する場合、再転入時に再度PCR検査を実施する必要があるか。</p> <p>その場合、県外への帰省が複数回に及ぶ場合も、設計変更の対象となるか。</p>	<p>連休等でⅣ、Ⅲ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に帰省する場合、再転入時に改めて10日間+PCR検査を実施する必要があります。</p> <p>Ⅱ地域に帰省する場合も再転入時に改めてPCR検査を実施する必要があります。</p> <p>なお、複数回となる場合も設計変更の対象となります。</p>
6	<p>パソコン、空気清浄機、大型モニター等、コロナ感染拡大防止対策に係る機器を購入する場合、購入費は設計変更の対象となるか。</p>	<p>コロナ感染拡大防止対策に係る機器購入費については、機器に係る損料が設計変更の対象となります。損料算定に係る標準使用年数、供用日数等の定めはないので、受注者見積により発注者と協議してください。</p>
7	<p>コロナ特記2(1)③の「やむを得ない場合」はどのような場合か。</p>	<p>「やむを得ない場合」とは、日常生活において必要となる最低限の外出の場合であり、例えば食料品、日用品の買い出し、コインランドリーの利用、コロナ感染防止対策が徹底された工事現場、職場への出勤等も「やむを得ない場合」に該当します。</p> <p>ただし勤務後の会食等の出席は「やむを得ない場合」に該当しません。</p> <p>なお、監督員等へ事前協議する際に、外出自粛期間中の行動履歴計画(任意様式)を添付してください。</p>

No	質問事項	回 答
8	<p>県内作業従事者が資格取得のために、日帰りでⅣ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に行く場合、転入前に10日間の自粛+PCR検査、PCR検査が必要となるか。</p>	<p>コロナ特記2(1)③は、県外在住者が新たに転入する場合を対象としており、県内作業従事者が当該工事・業務において、日帰りかつ十分な感染予防対策を行った上で、Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に行く場合は、新たな転入に該当しないため、10日間の自粛+PCR検査、PCR検査は必要ありません。</p> <p>ただし、行動履歴（任意様式）を発注者に提出してください。</p> <p>なお、資格取得を含む当該工事・業務外の事由により、日帰りかつ十分な感染予防対策を行った上で、Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域に行く場合も10日間の自粛+PCR検査、PCR検査は必要ありません。</p> <p>この場合、行動履歴の提出は必要ありませんが、感染防止対策に係る経費は設計変更の対象とはなりません。</p>
9	<p>Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ地域、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から資材等の運搬のみを行う運転手は10日間自粛+PCR検査、PCR検査の実施が必要か。</p>	<p>資材等の運搬のみを行う運転手は、コロナ特記2(1)③の作業従事者に該当しないため10日間の自粛+PCR検査、PCR検査は必要ありません。</p> <p>ただし、運転手が据付等の現場作業を行う場合は作業従事者に該当するため、特記2(1)③が適用されます。</p>